

# 文教委員会資料①

## 1 令和5年第5回定例会提出予定議案の説明

### (1) 議案第169号 川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第169号 川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例について

資料2 川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例新旧対照表

こども未来局

(令和5年11月22日)

# 議案第169号

## 川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例について

### 1 改正内容

児童相談所の名称について、条例第2条の表及び第4条中「川崎市こども家庭センター」を「川崎市南部児童相談所」に改める。

### 2 改正理由

児童福祉法の一部改正（令和6年4月1日施行）により、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的に、市町村が設置に努めなければならない機関として、こども家庭センターが新たに規定された。また、当該機関は、母子保健法の一部改正（同日施行）により、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援も行うこととされた。

児童福祉法に規定されたこども家庭センターの名称が、本市が設置している児童相談所である川崎市こども家庭センターの名称と部分的に同一であることから、川崎市こども家庭センターの名称を川崎市南部児童相談所に変更するもの

### 3 児童福祉法に規定されたこども家庭センターの概要

こども家庭センターは、子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターを見直し、全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもを対象に一体的に相談支援を行う機関であり、これまでの相談支援等の取組に加え、支援を要する子ども、妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成及び民間団体と連携しながら支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓を担うこととされている。

#### 4 川崎市こども家庭センターの概要

名 称	川崎市こども家庭センター
位 置	幸区鹿島田1丁目21番9号
構造・規模	鉄筋コンクリート造4階建
敷地面積	2,005.08㎡
延べ床面積	3,705.90㎡
施設内容	相談室、診察室、心理室、箱庭療法室、家族支援室、一時保護所、 学習室、体育館、プレイルーム、事務室等
開設年月	平成23年4月

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
○川崎市児童相談所条例 昭和46年12月24日条例第70号 (名称、位置及び所管区域)			○川崎市児童相談所条例 昭和46年12月24日条例第70号 (名称、位置及び所管区域)		
第2条 相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第2条 相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
川崎市南部児童相談所	川崎市幸区鹿島田1丁目21番9号	川崎市、幸区及び中原区の区域	川崎市子ども家庭センター	川崎市幸区鹿島田1丁目21番9号	川崎市、幸区及び中原区の区域
川崎市中部児童相談所	川崎市高津区久本1丁目4番1号	高津区及び宮前区の区域	川崎市中部児童相談所	川崎市高津区久本1丁目4番1号	高津区及び宮前区の区域
川崎市北部児童相談所	川崎市多摩区生田7丁目16番2号	多摩区及び麻生区の区域	川崎市北部児童相談所	川崎市多摩区生田7丁目16番2号	多摩区及び麻生区の区域
(一時保護所)			(一時保護所)		
第4条 法第12条の4の規定に基づき、川崎市南部児童相談所及び川崎市中部児童相談所に一時保護所を置く。			第4条 法第12条の4の規定に基づき、川崎市子ども家庭センター及び川崎市中部児童相談所に一時保護所を置く。		